

## 経理課会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、経理課会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、面接の内容を総合的に勘案して行う。

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次とおりとする。

(1) 「勤務日数」

1日7時間45分の時間勤務で週5日の勤務日

(2) 「勤務時間」

午前9時00分～午後5時30分まで

(3) 「休憩時間」

午後0時15分～午後1時00分まで

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 経理課会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。